

下半年を區分することに依つて劃然と其の傾向を知ることが出来る

即ち昭和十二年中に於ける爭議發生件數は

甲類爭議（別表（一）註参照）二〇件（參加人員一、一九三名）

乙類爭議（右）全一四〇件（參加人員七二二名）

計六〇件（參加人員六九一五名）

であつて之を昭和十一年の一〇五件（參加人員二、九四〇名）に比すれば四五件（參加人員二五名）の減少を示し特に甲類爭議に於ては三七件（參加人員二〇五名）の激減を見て居り更に之を上半期（事變前）下半期（事變後）に區分すれば

	甲類		乙類		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
上半期	一二	九八一	一六	三八九	二八	一、三七八
下半年期	八	二一三	二四	三三三	三二	五四五

上半期は昭和十一年同期に比し甲類爭議に於て三一件、乙類爭議に於て一一件の減少、下半年期は甲類に於て一六件の減少、乙類に於て三件の増加となつてゐる

昭和十二年上半期と下半年期の對比に於て下半年期乙類の八件増加により計に於て四件の増加となり居り一見事變前に比し事變後反つて増加せるやの感あるも之は物價騰貴と事變勃發直後の打撃により弱小平和産業部門に於て賃銀の値下げ、工場閉鎖、事業の休止、操業短縮等に因る従業員の解雇等行はれ之に對する反撥作用として必然的に爲されたる消極的要求に因るものであり下半年期甲類爭議八件中七件は七月中に於て發生し何れも過去に於ける値上協定履行を迫れる弱少友仙工場従業員の要求たるに止まり本質的な爭議として僅ら激減の態勢となつて居たのであり其の趨勢は本年に入つてより益々明瞭となつて來て居るのである、政勢的な物價騰貴時代にあつて労働組合が往年の如き勢力乃至は指導方針を持続し又勞資双方に重大時局の認識なかりしとせば再び昭和六